# 明治初期のサハリン島問題とパークス

麓 慎 一

#### はじめに

明治政府は、サハリン島における国境問題を幕府から引き継ぎ、初期のいくつかの外交問題のなかで最初に対処すべき事案の一つとなった。明治政府の有司は、明治2(1869)年10月、外務大丞の丸山作楽を中心とするグループを派遣して強硬なサハリン島政策を推進しようとした。しかし、このような政策は次第に穏健なそれへと変化し、明治3(1870)年にはサハリン島の喪失も辞さない黒田清隆の開拓次官の就任と同島への派遣となる。

明治政府が穏健なサハリン島政策を選択する要因は二つあった。一つは財政問題である<sup>1</sup>。もう一つはイギリス公使ハリー・パークスを中心としたイギリスのこの問題への関与である。このパークスのサハリン島の情勢についての判断やそれをもとにしたこの問題への関与を考察する。

パークスが明治政府のサハリン島政策に影響を与えたことはすでに分析されている<sup>2</sup>。しかし、それらの分析の多くは明治1(1868)年から2(1869)年に集中している。それは明治維新の直後において、サハリン島問題が特に切迫した対外問題と捉えられていたからであろう。ここでは、これまでの研究が考察の対象にしてきた時期のイギリスのサハリン島問題への関与を再検討するとともに、その危機がどのような情報によって、そしてまたどのような時点において解消されたのか、という点も考察の対象にする。

#### 1 ウイルソンの情報とパークス

ロシアにチャータされたジョリー号の船長ウイルソンは、ニコラエフスクからブッセ湾に物資を運送した。彼は、このブッセ湾に停泊したときの状況を1869年8月22日(明治2年7月15日)に函館でイギリス海軍のコモラント号の艦長のアルバート・デニソンに報告した³。この報告には、ジョリー号がブッセ湾に到着したとき200人の兵士からなるロシアの居留地があったことやロシアの運送船のマンジュール号が7月27日(6月19日)に、軍艦のボストーク号が8月4日(6月27日)に、商船のナホトカ号が8月12日(7月5日)に寄港したことが記されていた。船長のウイルソンが、これらの状況についてロシア人に質問したところ、司令官の同僚が次のように発言した。第一に、日本人はサハリン島で軍事的な支配を行っていないのでロシア人は日本人の権限を認めない。第二に、サハリン島はそれを獲得したいと

いう国に開かれている。第三に、もしも日本人がこのことで戦争するのなら、ロシアは函館を獲得したいので「エゾ」(北海道)を奪取するだろう。さらにウイルソンは、ブッセ湾の部隊長からサハリン島をクリル諸島のいくつかの島々と交換で日本から獲得することや同島を離れたがらない日本人をロシア人が追い出していることを聞かされた。ウイルソンは「ロシア人たちは何の障害もなくサハリン島の南部へまさに拡大している」という感想を記した<sup>4</sup>。

デニソンは、1869年8月22日(明治2年7月15日)、中国艦隊司令官のヘンリー・ケッペルにウイルソンの情報を「イギリス帆船の到着に関する件とサハリン島の南部にロシア人が軍隊を上陸させたことについての報告」と題して送付し、さらにこの情報を函館のイギリス領事ユースデンに伝えたことを通知した $^5$ 。ケッペルは、1869年9月8日(明治2年8月3日)、この情報をパークスに横浜で報告して情報の共有を図った $^6$ 。

一方、ユースデンは、ケッペルに先んじでウイルソンの報告をパークスに送付し、さらにこれに関連する秘密公信を1869年9月1日(明治2年7月25日)付と9月4日(7月28日)付で送付した。

前者の9月1日(7月25日)付公信では関連する情報を二つ記した。一つは、ユースデンが箱館府知事の清水谷公考から数週間前にサハリン島から「高官がやってきて、すぐに江戸へ驚くような知らせ」をもって向かった、という情報である。この「高官」とは開拓判官の岡本監輔を指している。もう一つは、ニコラエフスクからデンマーク船が、9月4日(7月28日)に函館に到着して、ロシアの運送船イポーネッツ号が200人以上の兵士をアニワ湾に送り届け、そこでのロシアの軍隊は1200人になり、さらにニコラエフスクではロシア人がすぐに「蝦夷」(北海道)を領有すると話し合っているという情報である7。

次に後者の9月4日(7月28日)付の公信でユースデンは、ロシア船が函館で石炭を積み込んでいて、すぐにアニワ湾に向かうであろうこととサンクト・ペテルブルグを12カ月前に出航したロシアの軍艦がサハリン島に向かっていることを通知した。さらにロシアの司令官が函館でサハリン島を公式に領有する指示が出されることを期待している、という情報があることも記した8。

パークスは、外務大臣のジョージ・クラレンドンにこのケッペルとユースデンの報告とサハリン島および「蝦夷」(北海道)についての明治政府との会談の内容を1869年9月18日(明治2年8月13日)付の公信で送付した。まず、ケッペルとユースデンの情報についてパークスは「ロシア人たちは、彼らの説明によると1200人にもなるであろう軍隊をサハリン島のアニワ湾に集中しつつある<sup>9</sup>」とその情報の核心を明記する。そのうえで彼はこの問題についての詳細な情報を、それについての自らの見解も含めて次のように報告した。

第一に、明治政府からロシア人たちがアニワ湾の最北端にある日本の居留地の土地を支配 し、さらに森林の伐採や共同墓地に家屋を建てようと接近するなど日本人の入植者たちに無 礼を働いている、と伝えられたことである。パークスはこの点を確認するために軍艦コモラ ント号をアニワ湾に派遣するようにケッペルに依頼したことを記している。この点について は次節で考察する。

第二に、パークスは「カラフト島規則書」と日本の北方地域で発生している状況との関係について説明する。彼はロシア人がサハリン島での活動のために「カラフト島規則書」を根拠にするのは許されるものの日本人の居留地を奪うことはできない、との見解を示した。そのうえで、彼は、明治政府が「自国の領土」(北海道)から小さなラペルーズ海峡でしか離れていないサハリン島にロシアが強大な軍事力を集中させていることに不安を感じるのは当然なことだ、と理解を示した。

第三に、明治政府が「蝦夷」(北海道)の状況に注意を払う重要性を認識するようになり、 その北方の二カ所に強力な軍事拠点を建設し、さらに産業のための移民を奨励するように なったことである。

第四に、日本人たちがサハリン島における植民を強化するとともにロシア人たちのアニワ 湾への進出に抗議してそれへの説明を求めるであろう、という予想を記した。その一方で パークスは、日本人たちは争いを回避してロシア人が「蝦夷」(北海道)に攻撃する口実を 与えないだろう、という見解を付した。

このようにパークスは明治政府の北方政策について詳細な情報を得ていたのであるが、さらに彼は「この朝」(this morning)、すなわち1869年9月18日(明治2年8月13日)、大納言の岩倉具視と外務卿の沢宣嘉から明治2(1869)年の秋季に「蝦夷」(北海道)の二つの拠点にそれぞれ300人と500人の軍事施設を建設するとともにサハリン島にある日本人の居留地にさらに300人の労働者や漁夫を送ることを伝えられた。サハリン島と「蝦夷」(北海道)についての岩倉と沢との会談から明治政府がロシアとの衝突を回避するだろう、と感じたパークスは、ロシアも自制的に対応することを望む、とクラレンドンに書き送った<sup>10</sup>。

# 2 コモラント号のアニワ湾調査

パークスは、サハリン島のアニワ湾で発生している状況を確認しなければならない、と考えた。彼は、1200人ものロシア人がアニワ湾にいる、という点には疑問を持っていたが、600人はいるだろう、と予想していた。彼は、この点も含め、ケッペルにコモラント号をサハリン島に派遣して調査するよう1869年9月15日(明治2年8月10日)付の公信で依頼した。パークスは、この公信のなかでケッペルに、1200人もの軍隊をアニワ湾を集中させて函館や「蝦夷」(北海道)を獲得する口実になる紛争の発生をロシアは残念には思わないだろう、という噂には真実味がある、との感想を伝えた<sup>11</sup>。

パークスは、ロシアが軍事力でサハリン島や「蝦夷」(北海道)を制圧する、というよりも、 日本人の移民の田畑や漁場を奪取したり墓地に家屋を建設することで生じるであろう紛争を 契機に侵攻し、日本側による不法に対処したという状況をロシアが創出しようとしている、 と考えた。

コモラント号は、1869年10月6日(明治2年9月2日)、函館を出航してサハリン島に向かい、10月16日(9月12日)にクシュンコタンのハコドマリにあるコルサコフ哨所に到着した。ここで艦長のデニソンは、3人の士官と100人ほどのロシア人を見つけた。ロシアの士官は、ここにロシアの兵士が200人おり、その一方で日本人が300人いることを伝えた。彼は日本人からは、ロシア人がアイヌを狩猟のために使役していることや日本人がロシア人を避けていること、さらにロシアの家屋を日本人の居留地には建設させない、と伝えられた。

デニソンは、この二日後の10月18日(9月14日)にはブッセ湾で部隊長のデ・プレラドヴィッチと会談した。デニソンは、デ・プレラドヴィッチとロシアの居留地を見て回った。彼はデニソンにロシアが「カラフト島規則書」を遵守していることを述べたうえで、早晩、ロシアがサハリン島を支配することやサハリン島がロシア領の「満洲」の一部であり、現在の条約(「カラフト島規則書」)はロシアにも日本にも極めて不満足なものだ、と主張した。さらに「ラペルーズ海峡が天然の国境をなしている」とサハリン全島のロシアによる獲得を示唆する考えを彼は示した。デニソンは、「デ・プレラドヴィッチの発言からロシアが遠くないうちにサハリン島を併合することを彼が示しているのを十分に理解した」と報告書に記している12。

パークスは、1869年11月19日(明治2年10月16日)、外務大臣のクラレンドンにデニソンの報告を添付して秘密公信を出した<sup>13</sup>。パークスはデニソンが二つのことを指摘した、と報告している。第一はサハリン島のアニワ湾におけるロシア人が1000人にも及んでいることである。第二はロシアの部隊の大佐がサハリン島を最終的に獲得する、と述べたことである。この大佐はデ・プレラドヴィッチを指している。

さらにパークスは、岩倉具視とサハリン島について会談したことを伝えている。まず、岩倉は、パークスに300人の移民と30人の役人をアニワ湾に派遣したことを知らせ、彼らがサハリン島の四分の一の維持を企図しているが、注意深く行動しロシア人たちとの衝突を回避するだろう、と述べた。このロシア人との衝突について、もし紛争が発生してもそれは日本人の行動によるものではない、と岩倉は明言した。そのうえで、岩倉はロシア人から彼らに暴行が加えられたらどのように対処すればよいのかをパークスに照会した。パークスは、函館の領事と話し合い、それでも上手く解決できないときはアムール(ニコラエフスク)のロシア当局に連絡をとることを指示した。

岩倉は、サンクト・ペテルブルグでの合意(「カラフト島規則書」)が実行不可能なものであり不満足なものなので、その解決のためにロシアとの交渉を企図しているが、交渉では国境として50度を提起することを伝えた。これに対してパークスは、ロシアがすでに50度よりもはるか南方に居住しているのに、そのような考えでの交渉はほとんどできないだろうし、日本が適切と考えるもの以上の補償を要求せずにロシアが引き下がることはない、と指摘した。さらに岩倉は「カラフト島規則書」が前政権、すなわち幕府とロシア政府の合意なので

無視する、と述べた。パークスはたとえ前政権が締結したものであってもそれを現政権が否定するのは懸命ではない、と反駁した。このような会話をパークスは報告書に記したうえで、岩倉の目的は日本政府の決定を伝えるというのではなく、この問題についてのパークスの意見を聞き出す、という点にあったようだとの推測を記し、この事案が進展するには日本政府がサハリン島に送った役人たちの情報が届く必要がある、との考えを伝えた<sup>14</sup>。この役人たちとは丸山作楽外務大丞らのサハリン島への派遣を指している。次節ではこの丸山作楽の派遣とそれに関してパークスがどのような情報を入手していたのかを考察する。

## 3 丸山作楽の派遣とサハリン島の情報

丸山作楽外務大丞と谷元道之外務権大丞らが、1869年10月17日(明治2年9月13日)に横浜を出発して10月26日(9月22日)にサハリン島のクシュンコタンに到着した。丸山は、開拓大主典の堀基と東善八郎らをサハリン島の状況の説明のために東京に派遣した。彼らは、1869年11月11日(10月8日)には函館に寄港し、11月24日(10月21日)には堀基が大久保利通に面会している<sup>15</sup>。これによって明治政府はサハリン島の状況とそれを踏まえた丸山作楽らの考えを知ることになる。そして、パークスもそれらの情報を手にすることになる。この点をパークスが入手した情報に焦点を当てて考察する。

パークスは、1869年12月18日(明治 2年11月16日)、外務大臣のクラレンドンに「私は 先 月19日(明治 2年10月16日)のNo.221秘密公信の中でサハリン島についての日本政府の活動は、明らかに彼らがサハリン島に送った役人たちからの報告に規定される、と指摘しました」という文言から始める報告を送った $^{16}$ 。この秘密公信には彼に送付されたか、ないしは 沢宣嘉外務卿から手渡された情報が翻訳されて添付されている。それらは以下の八つの書面である。

第一の書面は、1869年10月11日 (明治 2 年 9 月 7 日) 付で井上于城・東善八郎がホーコニックに出した書翰である。これは、明治天皇が「カラフト島規則書」を認めていないこととロシアに新規の家作建設と伐木・草刈の停止を求め、さらに来春の漁業の準備の支障になる海岸の材木や諸道具の撤去を求める内容である<sup>17</sup>。

第二の書面は、10月20日(9月28日)付でデ・プレラドヴィッチの第一の書面への反論である。彼は、ロシア側の活動は「カラフト島規則書」に基づいており、日本人が占有していない場所に家屋を建設し、伐木していることを説明している<sup>18</sup>。

第三の書面は、10月30日(9月26日)付で開拓判官の岡本監輔がデ・プレラドヴィッチに10月26日(9月21日)にサハリン島に戻ってきたことを伝えた書翰である。さらに「北海諸州開拓」のために移住を希望する日本人がいることを函館のロシア領事に伝えたが、追ってデ・プレラドヴィッチに領事からそのことが伝達されることが記されている。また、サハリン島の取り締まりとロシア側との会談のために丸山作楽外務大承と谷元道之外務権大承が到

着したことを通知している19。

第四の書面は、11月5日(10月2日)付で第三の書面に対するデ・プレラドヴィッチの返答である。彼は、ロシアが日本と友好的な関係を希望しており、問題が発生しても話し合いによって解決することや日本人の農民の居住を妨害する意図がないことを記した。また、丸山作楽と谷元道之のサハリン島への派遣もロシア領事からすでに通達されている、と回答している<sup>20</sup>。

第五の書面は、丸山作楽と谷元道之が外務省の寺島宗則外務大輔に送付した11月4日(10月1日)付の報告である。この報告ではロシアの勢力がそれほど拡大していないことや今後のロシアとの話し合いが友好的なものになるであろう、との見通しが記されている。さらに彼らのサハリン島の到着以前に現地の官吏の活動によって友好的な雰囲気が醸成されていることも付記されている<sup>21</sup>。

第六の書面は、丸山作楽と谷元道之が外務卿の沢宣嘉に送付した書翰であるが「No date」とあり日付がない。この書翰では丸山がデ・プレラドヴィッチとアイヌの墳墓にロシア側が建設した道路の撤去と漁場に置かれている荷物の移動が話し合われ、デ・プレラドヴィッチがそれを受け入れたことが報告されている<sup>22</sup>。

第七の書面も日付がないが、丸山作楽と谷元道之がサハリン島の政策について外務卿の沢 宣嘉に送付した書翰である。この中で両者は、「ロシアとの友好的な関係もなく植民政策を 実施すれば、それは必然的に人員と資金の問題になるだろう」と指摘したうえで、「軍事力 に訴えずしてサハリン島を回復することは不可能である」と明記している<sup>23</sup>。

パークスは、以上の七つの書面を翻訳して添付するとともにもう一通、オデスコールが入手した「丸山外務大丞によるサハリン島の覚書」(Memorandum on Saghalin by Maruyama Gwaimutaijo)と題した書類を添付している<sup>24</sup>。これが第八の書面である。これは丸山作楽が、1869年11月4日(明治2年10月1日)にサハリン島から政府に送付した「見込申上候条々」の前半部分である。この内容を示す。第一に、サハリン島において穀物が生育するだけでなく石炭の産出も見込めるので、その利益でサハリン島を開発できる、とある。第二に、ロシアの進出の状況を示したうえで雑居という形態は世界に類例がないので、国境を画定すべきである、とある。第三は、サハリン島に人員を送ってロシアを圧倒して、ロシア側が自ら撤退するように仕向ける、という提案である。第四は、場所請負制度を廃止して、松前・函館・酒田・新潟・七尾・三国の諸港や仙台・津軽・南部・秋田などの豪商とサハリン島との関係を強化する、という提案である。第五は、サハリン島への往来を外国船ではなく、日本船で行うことの必要性である。

このようにオデスコールは「見込申上候条々」の前半部分を入手して翻訳し、パークスに提出したのである $^{25}$ 。

パークスは、これらの書類を送付するとともに岩倉具視との会談の内容をクラレンドンに 伝えたうえで、サハリン島における日本の活動について二つのことを指摘した。一つは日本 側がサハリン島における自分たちの置かれた困難な状況をしっかりと理解し、今後、慎重に 対応する、という見通しである。もう一つは日本側がサハリン島の天然資源を放棄したくな い、と考えていることである。

パークスは、入手した情報から、明治政府にはサハリン島を放棄する意図はなく、同島に送られた役人たちがロシアに融和的でないグループだということを理解したであろう。

# 4 サハリン島の情報とパークス

サハリン島におけるロシアとの緊張を報じるとともに明治政府のそれへの対応を求める丸山作楽らの情報を入手したパークスだったが、その一方でそれらの情報や主張に反駁する情報も獲得していた。これらの情報はパークスのサハリン島問題についての理解を変化させることになる。この点について三つの史料を取りあげて考察する。第一は、パークスが1870年9月5日(明治3年8月10日)付で外務大臣のジョージ・グランヴィルに出した秘密公信である。第二は、この第一の秘密公信に添付された旧幕臣で丸山作楽とともにサハリン島に派遣された上田畯の同島についての「覚書」である。第三は、第一の秘密公信のなかでパークスが言及した1868年9月12日(慶応4年7月26日)付で外務大臣のエドワード・スレンレーに提出した秘密公信である。

#### (1) 1870年9月5日付パークス秘密公信

パークスは、1870年9月5日(明治3年8月10日)、グランヴィルにサハリン島についての岩倉具視との会談を踏まえてその状況についての秘密公信を出した<sup>26</sup>。パークスは岩倉からサハリン島の問題が明治政府にとってまだ懸案のままであることを示され、さらにアメリカ公使のデロングにサハリン島問題の調停を依頼したが、それが進んでいないことを告げられた。パークスは、明治政府がデロングに調停を依頼して8カ月も経過しているので、すでにその回答を受け取っているだろう、と考えていた。彼は、このような時間の経過は日本にとって不利でありサハリン島におけるロシアの勢力の拡大に寄与するだけだ、と指摘した。彼は、岩倉にロシアと直接、交渉してサハリン島とウルップ島およびその近隣の島々との交換か、そうでなければ金銭による補償での解決をアドバイスした。彼は、前者の領土の交換なら「国家の対面」も保たれると考えていた。

次に、パークスは、この報告のなかでサンクト・ペテルブルグに駐在していた特命大使のアンドリュー・ブキャナンへの謝意を表明した。それは、ロシア外務省アジア局長のピヨトル・ストレモウホフが「ロシアは日本の領土のいかなる他の地域も獲得することを希望していない」と発言したことを伝えてくれたことへの謝意だった。これはロシアが北海道を領有する企図がないという表明だ、とパークスは考えた。

パークスは、その一方でロシアの極東海域の士官たちはこのストレモウホフの発言とは異

なる印象を与えるような発言をしている、とも記している。それは、パークスによれば、ロシアは函館に軍艦を停泊し続け、大きな病院を建設し、さらには函館港の司令官の名称を持つ士官を任命した、というものである。そのうえで彼は「彼らはしばしばエゾ(北海道)を占有するというロシアの希望に言及するのです」と記し、さらにサハリン島を占有する、という論拠は「蝦夷」(北海道)を占有するというそれにも使われると指摘した。

これに続いてパークスが言及したのはロシア極東のポシット湾についてだった。太平洋海域におけるロシア海軍の拠点は一年の内、6カ月も結氷するアムール河口のニコラエフスクではなく函館の対岸にあるポシェット湾になるだろう、と示唆した。パークスは、日本の北方海域におけるロシアの動向を、1860年の北京条約の締結によってロシアが獲得した沿海州地域の動向、とりわけその拠点の形成との関係から捉えていたのである。

パークスは、結局のところロシアによる日本の北方地域における危機をどのように考えていたのであろうか。この点に関して注目したいのは次の二点である。一つはこの秘密公信に添付された旧幕臣上田畯のサハリン島についての「覚書」である。もう一つもこの秘密公信に記された「しかしながら私は1868年9月12日(慶応4年7月26日)のNo.220秘密公信にあるような、これについての意見を繰り返すことで閣下(グランヴィル)を困惑させないことが必要だと私(パークス)は感じております」という箇所に注目したい。この二年も前の秘密公信には何が記されていたのだろうか。

これら二つの史料の内容を確認することでパークスのこの時点における日本の北方地域の 危機についての認識を明らかにできると考えられる。

## (2) 旧幕臣上田畯のサハリン島についての「覚書」

パークスが1870年9月5日(明治3年8月10日)付の秘密公信に添付した「覚書」を取りあげる。この「覚書」は通訳のバーロン・ボン・シーボルトが日本人役人との非公式会談で得たもので、この役人は明治2(1869)年の秋季に明治政府によってサハリン島に派遣され、越冬したと紹介したうえで「そのような情報源からロシアの士官たちの活動に有利な談話を得るのは興味深いことです」とパークスは評している<sup>28</sup>。この日本人役人とは旧幕臣の上田畯を指している。上田の意見を考察する。

上田はサハリン島への派遣以前には、ロシア人がアイヌの墓を汚し、漁場などを破壊して日本人をサハリン島から追い出すために活動している、と聞き及んでいた。しかし、彼が、多くの移民とともにサハリン島に到着してみると状況は全く異なり、そのようなことは起きていなかった。ロシア人たちは農業のために森林を伐採しているだけで、日本人は妨害されることなく漁業をしていた。アイヌの墓を汚したというのもロシア人が居住地から海岸に道路を作っているときに「未知の墓」の残存に行き当っただけで、ロシア人は掘り出した人骨を移動させるためにアイヌを呼びに行った。上田は、ロシア人が墓を汚したと評されている行為は意図的なものではなく、サハリン島に派遣された「攘夷グループの二本差しの代表団

たち」(the two-sworded Representations of our anti-foreign party)がサハリン島が深刻な状況にある、と示すために作り上げたものだ、と記している。彼は、この攘夷グループがいかに礼節を欠いた行動をしたのか、ということを指摘し、さらにそれらを抑えるために手を焼いたことを吐露した。そして、上田は明治政府が「暴力的な若い書生たちをクシュンコタンのようなサハリン島の拠点に送り込んだことは大きな過ちである」とその政策を批判した。さらに彼は、明治政府がサハリン島政策の遅れを取り戻そうとして季節の良くない時期に囚人や移民を送り込んだことも無駄な金を使った、と厳しい評価を下している。

そのうえで、上田はサハリン島におけるロシアと日本の関係について、

ロシア人ができるだけ多くの土地を獲得しようと努力していることは明らかであり、日本の同僚たちはそれに追いつけないことで苛々している<sup>29</sup>

とロシアのサハリン島政策に対抗できていない明治政府の現状を指摘した。

次に上田は、サハリン島をめぐるこれまでの経緯について説明した。その要点は二つあった。第一は、これまでの経緯からロシアがサハリン島に進出する権限を持っているという点である。この権限は、1859年の東シベリア総督ムラヴィヨフとの国境交渉と1867年の「カラフト島規則書」によって承認されている、と彼は指摘した。第二は、サハリン島の問題に清国が関係しているか否かについてである。これは上田畯が参加した1862年の竹内使節団がサンクト・ペテルブルグでサハリン島の国境交渉をしたときにロシア外務省のアジア局長だったニコライ・イグナチエフが、ロシアと清国の条約により日本人をサハリン島から完全に排除する権限をロシアが獲得した、と主張したことに関しての彼の見解である。これについて上田は、清国が公式にサハリン島の問題に関係したことはないと反論し、清国がサハリン島に関係があったのは負債のために奴隷状態におかれたアイヌを60年前に幕府が取り戻した時のことであるが、それは正確には清国との関係でなくスメレンクルのリーダーとのそれである、と説明した30。

このように上田畯は明治政府のサハリン島政策について、それ以前の歴史的経過も踏まえて説明し、それまでパークスが入手していた情報とは異なるそれを提供したのであった。パークスが、丸山作楽らのロシア人への対応が融和的でない、と上田が指摘したことを「公平」と評したことは特に留意しておきたい<sup>31</sup>。

#### (3) 1869年9月12日付秘密公信

パークスは、1870年 9月 5日(明治 3年 8月10日)付でグランヴィルに提出した秘密公信のなかで二年前の1868年 9月12日(慶応 4年 7月26日)付のNo.220秘密公信を繰り返すことで彼を困惑させない、と記していた。このNo.220秘密公信を次に考察する。

パークスは、この秘密公信で外務大臣のエドワード・スタンレーに日本の北方地域におけるロシアの活動を詳細に報告していた<sup>32</sup>。パークスが、この時、この問題を考える契機になったのは、ケッペルが、1868年9月5日(慶応4年7月19日)、北方地域におけるロシア

の居留地について報告したことだった<sup>33</sup>。パークスは、この報告のなかのロシア人がクナシリ島を最近になって占拠した、という情報に着目した。そして彼はこの情報を明治政府に伝えた。すると彼は明治政府からロシア人たちが「北部蝦夷」(Northern Yezo) のいくつかの地点に上陸して滞在した、という情報があることを知らされた<sup>34</sup>。しかし、明治政府にはこれらのロシア人の活動について正確な情報もなく、またその目的も不明だったので、東京にいた箱館裁判所判事の井上長秋が「蝦夷の北方」に派遣されたことを彼は知らされた。

さらにパークスは、明治政府に「蝦夷の北方」にある港の開港についてどのように考えているのかを問い質した。彼は明治政府が北海道の天然資源の開発に腐心していることを理解していた。それゆえ天然資源の開発は、外国との貿易によって進展することを示唆し、天然資源の流通システムの構築の必要性を喚起したのである。パークスは北海道の天然資源に対する需用は中国にも日本にもあるが、函館の商業が活発でないために小規模なものに止まっていると指摘し、北海道の北方における開港が天然資源の保全に繋がることを示した。しかし、明治政府がそれに応じるには外国から資源を保全するのに「蝦夷の北方」での開港が必要だと確信する必要がある、と彼は考えた。彼は、このために船を派遣して情報を収集する必要があると考えた。これがケッペルに「蝦夷の北方」の調査を依頼する契機となった。

パークスは調査によって得られた情報をこの二年前の1866年10月17日(慶応2年9月9日)の「満洲」(沿海州地域)におけるロシアの居留地の状況と比較しながら1868年9月12日(慶応4年7月26日)付の秘密公信で報告したのである³5。パークスは、この9月12日(7月26日)の秘密公信でこの二年間にロシアの居留地が「急速に拡大した」と評したうえで、ポシェット湾(ノブゴールド港)とウラジオストックについて具体的に言及した。ポシェット湾は、1866年には2人の士官と6人の水夫しかいなかったが、現在、すなわち1868年9月には1000人にも及ぶ大隊が駐在している。一方、ウラジオストックは、1866年には200人の水兵と40人の兵士しか駐在していなかった小さな港だったが、1868年9月には兵士と水兵がそれぞれ300人、さらに100人の砲兵隊と技師で構成された重歩兵隊が配置された。また、ロシア人たちは、ウスリー川による内陸部の交通を整備していて物資の供給や援軍の派遣なども海岸線のそれに依拠する必要がない状況を作り上げた。

一方、このポシェット湾やウラジオストックは軍事的な性格の港湾であったため食料などの確保に困難があった。その食料の中心となる小麦などはクロンシュタットやカリホルニアから供給されていたが、冬季には黒パンと塩しかないといった状況であった。このロシア極東におけるポシェット湾とウラジオストックの食料不足がロシアの「蝦夷」(北海道)と韓国への関係を生じさせている、とパークスは考えていた。彼は「この食料の欠乏は韓国よりも蝦夷において容易に賄えるだろう」と記したうえで、ロシアと韓国および「蝦夷」(北海道)との関係についての自説を記した36。まずロシアと韓国の関係である。パークスはロシア人たちが韓国の方面に海岸線を拡張するか、それとも豆満江での境界を維持するかはポシェット湾の利便性によると考えた。ポシェット湾が結氷せずに冬季もほとんど利用できれば、新

たな港湾の獲得をロシアは企図しないだろう、と予想した。このようにパークスは、ポシェット湾の利便性によってロシアと韓国の関係は変化すると考えた。その一方で、「蝦夷」(北海道)についてはその肥沃さと農業に従事する人たちがいるので食料の提供をロシア人が受けられ、「魅力的な獲得対象」(an attractive acquisition)になると示唆した。

次にパークスが、この時、すなわち1866年10月に「蝦夷」(北海道)を中心とした日本の北方地域に危機感を抱くことになった情報について確認しておきたい。それはシーラ号のコートナイ艦長の情報である。コートナイ艦長はロシアのアスコルド号の准提督ケルンと箱館で会談しサハリン島におけるロシアと日本の境界問題に関連して、第一に「タタール海峡」には10000人ものロシア人がいること、第二にサハリン島のクシュンナイ(久春内)に強力な軍隊が駐留している、と聞かされたのである。そのうえでケルンは、

日本人たちはそれに対抗できるだろうか?もし私たちがサハリン島の残りの部分を欲せば、だれもそれを阻止できないのであり、私たちが蝦夷も手に入れたいと欲せば、誰もそれを阻止できない<sup>37</sup>

と述べたのである。

パークスが言及した1868年9月12日(慶応4年7月26日)付の秘密公信の内容を確認した。彼は1870年9月5日(明治3年8月10日)付のグランヴィルへの報告でこの秘密公信を繰り返すことで彼を困らせないと記していたのであるが、この秘密公信は1866年と1868年を比較しながらロシアによるサハリン島を中心とした日本の北方地域の進出をロシアの沿海州地域の状勢との関係から説いたものだった。この点から考えると9月5日(8月10日)付の報告で、それを繰り返さないというのはその必要性がない、ということであり、このような危機がこの時点では低下したと彼が考えていた証左である。

#### おわりに

明治初期のサハリン島問題におけるパークスを中心としたイギリスがこの問題をどのよう に理解し、そして関与したのか、という点を従来の研究が対象にした時期だけでなく、さら にそれを拡大して考察した。

第一に、ジョリー号の船長ウイルソンやコモラント号のデニソンからパークスはサハリン島についての情報を得ていたことを確認した。第二に、彼は明治政府の有司やサハリン島に派遣された役人たちからその情報を得ていた。これはその性格から二つに分けることができる。一つは、基本的に強硬なサハリン島政策を求める者たちからの情報である。とりわけ外務大丞の丸山作楽らが中心であり、彼らを支持していたのは外務卿の沢宣嘉や岩倉具視である。岩倉具視がロシアとの国境交渉においてサハリン島の50度を主張する、とパークスに伝えたとき、彼はロシア人がすでに50度よりもはるか南方に居住している状況にあり、そのような主張はできない、と再考を促したように明治政府に穏健なサハリン島政策の推進を求め

た。もう一つは、旧幕臣の上田畯の情報である。彼はロシアのサハリン島における活動が「カラフト島規則書」に準拠したものであり、ハコドマリ事件などもロシアの意図的な侵略の結果ではない、と報告した。パークスはこの上田の情報に信頼を寄せていた。

パークスは、丸山作楽の情報と上田畯のそれを入手したことで明治政府には、サハリン島に対して強硬な政策を推進しようとするグループと穏健なそれが存在したことを理解したであろう。後者についての論証が本論のオリジナルな点の一つである。

これまでの研究との関連では、パークスが明治 2 (1869) 年にサハリン島の調査を実施し明治政府に穏健なサハリン島政策の選択を求めたことは通説である、その一方で、彼は、明治 3 (1870)年にはロシアによる日本の北方地域への脅威は限定的なものと考えるようになったであろう。その根拠を三つ提示した。第一は、パークスが、1870年9月5日 (明治 3 年 8 月10日) 付のグランヴィルへの報告でかつてロシアの日本の北方地域への脅威を説いた1868年9月12日 (慶応 4 年 7 月26日) 付の秘密公信を繰り返さない、と記したことである。第二は、サンクト・ペテルブルグのイギリス特命大使のブキャナンにロシア外務省アジア局長のストレモウホフが北海道に進出する企図がない、と明言した情報に謝意を示したことである。第三は、上田畯のサハリン島におけるロシアの活動が「カラフト島規則書」に準拠したものであるという見解を「公平」と評した点である。

# 注

- 1 拙稿「維新政府の北方政策」(『歴史学研究』725号、1999年7月)を参照していただきたい。
- 2 岡義武「明治初年の蝦夷地と英吉利」『国家学会雑誌』57巻6号、1943年6月)、久保田恭平「明治二年の樺太経営とパークス」(『函館大学論究』第5輯、1970年3月)、石井孝「維新期における日露関係の展開」(『歴史学研究』407号、1974年4月〔『明治初期の日本と東アジア』〈第三章に再録、有隣堂、1982年11月〉〕)、安岡昭男「幕末明治初期の日露領土問題と英国」(『国際政治』58号、1978年〔『幕末維新期の領土と外交』〈第三章に再録、清文堂、2002年3月〉〕)、真鍋重忠「維新当初の樺太の情勢」『日露関係史 1697-1875』第19章第1節、吉川弘文館、1978年4月)を代表的な研究としてあげることができる。
- 3 1869年8月22日(明治2年7月15日)付ケッペル宛デニソン報告にジョリー号がブッセ湾(トウブツ)から「本日到着」とある(Great Britain Foreign Office Records(cited hereafter as F.O.)46/112. № 173. Encl. 2: A. D. Denison, Commander and Senior Officer to H. Keppel. *Commorant*, Hakodate, Aug. 22, 1869。)。
- 4 F.O.46/112. № 173. Encl.5:Report of the Brig, *Jooly* of Leith from the Port of Boussie in east Anira Bay, by F.K.Wilson, Master. この報告はパークスを通じて日本側にも伝えられた。イギリス公使館付のシーボルトが、1869年9月16日(明治2年8月11日)、外務省の町田外務大丞らにこの報告を提出した(『大日本外交文書』2巻2冊374号文書)。
- 5 F.O.46/112. No. 173. Encl.2.
- 6 F.O.46/112. No. 173. Encl. 1: Henry Keppel, Admiral and Commander in Chief to Parkes, *Ocean*. Yokohama, Sept. 8, 1869.
- 7 F.O.46/112. № 173. Encl. 3: R.Eusden to Parkes. British Consulate, Hakodate, Sept. 1, 1869. (Confidential). この秘密公信の日付は1869年9月1日 (明治2年7月25日) であるが、ユースデンが署

- 名したあと、さらに9月4日(7月29日)のデンマーク船の函館到着の情報が追記されている。この秘密公信は「Copy Confidential A」と記載されている。
- 8 F.O.46/112. No. 173. Encl. 4: R. Eusden to Parkes. Hakodate, Sept. 4. 1869. (Confidential). この報告は「Copy Confidential B」と記載されている。
- 9 F.O.46/112. No. 173. Sept. 18, 1869.
- 10 F.O.46/112. No. 173. Sept. 18, 1869.
- 11 F.O.46/112. No. 173. Encl. 6: Parkes to H. Keppel. Yokohama, Sept. 15, 1869. (confidential). パークス は「添付したレポート」から「ニコラエフスクでもアニワ湾でもロシア人たちはそのような接触の可能 性をあからさまに仄めかしていて、彼らは(函館や「蝦夷」〔北海道〕を獲得するために)それを利用する十分な準備があると言い放っている」と記している。
- 12 このデニソンの報告は「1869年10月におけるコモラント号、アルバート・デニソン司令官によって訪問されたサハリン島南部のロシア居留地についての所見」と題するものである(F.O.46/114. № 221. Encl.: A. D. S. Denison, Commander, to J. J. Ross. *Cormorant*, at Yokohama, Nov. 16, 1869.)。
  - 一方、デ・プレラドヴィッチは、デニソンについてこの海域をよく知っていて「この前の戦争」の時にデカストリー湾に遠征に行ったと記している。「この前の戦争」とはクリミヤ戦争を示唆していると推定される(Российский государственный архив Военно-Морского Флота [ロシア国立海軍文書館、在サンクト・ペテルブルグ]. Ф. 410. Оп. 2. Д. 2784. Л. 13506.)。
- 13 F.O.46/114. No. 221. Yokohama, Nov. 19, 1869. (confidential). さらに、コモラント号に通訳として乗船したジョン・オルデコルの報告が1869年12月4日 (明治2年11月2日) 付のクラレンドン宛パークス公信に添付されている。この報告は「オルデコルによるサハリン島についての報告」と題されて「第一部全般的に形状と物産」・「第二部 日本人居留地」・「第三部 ロシア人居留地」・「第四部 アイヌとその他の民族」・「第五部 クリル諸島」から構成されている (F.O.46/114 No.225. Encl. 1: Report on the islands of Saghalin by O'Driscoll. Yedo. Nov. 27, 1869. /Encl. 2: Map to accompany to Driscoll's report. 14 F.O.46/114. No. 221. Yokohama, Nov. 19, 1869. (confidential).
- 15 『樺太慨覧』 2 編27巻 6 号(28~30)。『樺太慨覧』については北海道大学北方資料室の複写本を利用した。『東久世通禧日記』明治 2 年10月 8 日条(7 頁)。『大久保利通日記』明治 2 年10月21日条(323頁)。
- 16 F.O.46/114. No. 230. Dec. 18, 1869. (confidential).
- 17 F.O.46/114. № 230. Encl. 1: Translated documents relating to Saghalin. この書翰は『樺太慨覧』 2 編 27号(13~15)である。またデ・プレラドヴィッチは「Popporkownik」と記されているが、ロシア語の「подполковник」(陸軍中佐) を表記したものと推定される。
- 18 F.O.46/114. № 230. Encl. 1 : Translated documents relating to Saghalin. この書翰は『樺太慨覧』 2 編 27巻 4 号(16)である。
- 19 F.O.46/114. No. 230. Encl. 1 : Translated documents relating to Saghalin. この書輸は『樺太慨覧』 2 編 27巻 4 号  $(21\sim22)$  である。
- 20 F.O.46/114. № 230. Encl. 1: Translated documents relating to Saghalin. この書翰は『樺太慨覧』 2編 27巻 4 号(23~24)である。この書翰の宛名は「サハリン島日本人住処之首長江呈ス」である。
- 21 F.O.46/114. No. 230. Encl. 1: Translated documents relating to Saghalin. この書翰は『樺太慨覧』 2編 27巻 4号(28~30)である。パークスが添付した書翰にはロシアの勢力がそれほど拡大していないこと や話し合いが友好的に展開することが記されているが、その原本で『樺太慨覧』に所収された「丸山谷 元着島報知」では、ロシア側が「カラフト島規則書」に違反していることなども記されている。
- 22 F.O.46/114. No. 230. Encl. 1: Translated documents relating to Saghalin. この書翰は『樺太慨覧』 2 編

27巻6号(47~50)である。

- 23 F.O.46/114. № 230. Encl. 1: Translated documents relating to Saghalin. この書翰は『樺太慨覧』 2編 27巻 6号(41~45)である。
- 24 F.O.46/114. № 230. Encl. 2: Translated memorandum on Saghalin by Maruyama Gwaimutaijo. この 書翰は『樺太慨覧』 2 編27巻 6 号 (31~40) である。当該イギリス外交文書には日付が付されていないが、その原本の「見込申上候条々」には1869 年11月 4 日 (明治 2 年10月 1 日) と付されている。
- 25 本文では「見込申上候条々」のなかでオデスコールによって翻訳され、パークスに提出された前半の箇所のみを取りあげたが、翻訳されなかった後半の内容については以下の通りである。第一に、開拓使の長官を石狩に常駐させる。第二に、開拓次官はサハリン島の要地を開発するとともにこれまでサハリン島の漁場を差配していた場所請負商人の伊達屋や栖原屋を廃止して、新たに「問屋職」を創設して移住などの手助けをさせる。第三は、丸山のロシア観である。ロシアの「国論」とは次のようなものだ、と彼は指摘する。ロシアは西南方向に進出しようとしたが、イギリスやフランスなどによって押さえられた。そこで次に東南方向に進出することを計画し「山丹満州」を制圧して朝鮮に手を下し、さらには清国から領地を獲得した。そのうえで彼はロシアと日本の関係について知見を示す。1861年に発生したロシアによる対馬の「略奪」はイギリスとフランスのおかげで免れた。ロシアは、現在、アラスカ(ロシア領アメリカ)を1867年にアメリカへ売却した資金を使ってシベリアのロシア人を移して「千島」と「樺太」(サハリン島)に迫ろうとしている。ロシアの侵略の目標は北海道だけでなく「大八洲」、すなわち日本全体に及んでいる。

このようにサハリン島に到着した丸山作楽はロシアによる東方進出と日本の危機について上申した (『樺太慨覧』 2編27巻6号〔31~40〕)。

- 26 F.O.46/127. No. 134. Yedo. Sept. 5, 1870. (Confidential).
- 27 パークスはブキャナンがもたらした情報についてロシアのサハリン島での活動について抱いている間 違った印象を訂正する、とも評している。
- 28 F.O.46/127. No.134. Encl.: Memorandum by Baron von Siebold, on Japanese report about affairs of Saghalin. July 8, 1870. この「覚書」の表題は「覚書 外務省の役人が本日(1870年7月8日〔明治3年6月10日〕)、私(バーロン・ボン・シーボルト)を訪問し、サハリン島での昨冬の経験について次のような記事を提出した」である。この「覚書」には情報提供者について「外務省の役人」としか記されていないが、以下の点から上田畯と認定した。①最初のサンクト・ペテルブルグへの使節団のメンバーであった。②明治2(1869)年にサハリン島に派遣されたメンバーであった。

パークスは上田がサハリン島の問題について公平な意見を示すのは、彼が旧幕臣だからである、とその出自に注目している。「旧幕臣」は「his former employment under the old government」の訳語としてあてた。

- 29 F.O.46/114. No. 221. Encl.
- 30 これは蝦夷地在勤だった松田伝十郎が、文化6 (1809) 年にサハリン島南岸のシラヌシで「山靼交易」による負債のために拘束されたアイヌを、それを相殺することで解放したことを意味している(『北蝦談』 〔『日本庶民生活史料集成 第四巻』1969年6月〕123~124頁)。
- 31 本文中でパークスが上田畯の情報を「公平」と評していたことは指摘したが、これは「ロシア人たちと同郷人たち(丸山作楽ら)のコミニケーションにおいて彼らの方に穏健なところがないことを暴露することで彼らを非常に不当に彼(上田畯)が扱おうとしているわけではないだろう」と記していることも付け加えておきたい(F.O.46/114、No. 221、Encl.)。
- 32 F.O.46/96. No. 220. Yokohama, Sept. 12, 1868.

- 33 F.O.46/96. No. 220. Yokohama, Sept. 12, 1868.
- 34 パークスは、この「北部蝦夷」が日本語として意味するのは北海道の北方のみならず近隣のクリル諸 島やサハリン島である、とこの秘密公信で説明している。
- 35 パークスが二年前、すなわち1866年10月17日 (慶応2年9月9日) のコートネイの報告と比較しながらロシア極東の状況を分析したことについては、すでに岡義武によって分析されている (「明治初年の蝦夷地と英吉利」『国家学会雑誌』57巻6号、1943年6月)。また、1866年のイギリスのシーラ号のロシア極東における調査活動については鵜飼政志「イギリスの対露情報収集活動」(『学習院大学文学部研究年報』49輯、2002年)を特に参照した。
- 36 F.O.46/96. No. 220.
- 37 F.O.46/96. No. 220.
- [付記] 本稿は文部科学省科学研究費補助金基盤研究B「サハリンアイヌの総合的研究」(研究代表者中村和之)と東京大学史料編纂所特定共同研究「史料編纂所所蔵維新関係 貴重史料の研究資源化」の研究成果です。